

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年7月16日(2015.7.16)

【公表番号】特表2014-523028(P2014-523028A)

【公表日】平成26年9月8日(2014.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-048

【出願番号】特願2014-518652(P2014-518652)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 30/02 150

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月26日(2015.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサを備えた広告サーバであって、該広告サーバ上のプロセッサにより実行され、ターゲットユーザプロファイルを複数のコンピューティングデバイスに関連付けるように構成され、かつ広告主からマルチステップ広告プランを受信するように構成される、広告キャンペーンエンジンを含み、前記広告プランが、前記ターゲットユーザプロファイルに関して、順番に配置される複数の異なるトリガを含み、前記ターゲットユーザプロファイルについての前記複数のコンピューティングデバイスのうちの少なくとも1つに供給される異なる広告に、前記順番に配置される前記複数の異なるトリガの各々が関連付けられる、広告サーバと；

前記広告サーバ上でプロセッサにより実行される広告供給エンジンであって、

前記ターゲットユーザプロファイルについての前記順番から第1のトリガを検出したことに応答して、前記広告プランにしたがって、前記ターゲットユーザプロファイルについての前記順番の第1の広告を、前記ターゲットユーザプロファイルに関連付けられる第1のデバイスに供給し、

前記ターゲットユーザプロファイルについての前記順番から第2のトリガを検出したことに応答して、前記広告プランにしたがって、前記ターゲットユーザプロファイルについての前記順番の第2の広告を、前記ターゲットユーザプロファイルに関連付けられる第2のデバイスに供給する

ように構成された広告供給エンジンと；

を備える、コンピュータ化された広告システム。

【請求項2】

前記複数の異なるトリガのうちの少なくとも1つは、地理的トリガであり、前記第1のデバイスと前記第2のデバイスとのうちの少なくとも1つは、位置認識であり、広告を要求するときに、デバイスの位置を前記広告サーバに送信するように構成される、請求項1に記載のコンピュータ化された広告システム。

【請求項3】

前記複数の異なるトリガのうちの少なくとも1つは、時間及び／又は日付トリガである、請求項1に記載のコンピュータ化された広告システム。

【請求項4】

前記複数の異なるトリガのうちの少なくとも1つは、拳動トリガである、請求項1に記載のコンピュータ化された広告システム。

【請求項5】

前記拳動トリガは、履歴データ、同時性データ及び予測データからなるグループから選択されるデータを含む、請求項4に記載のコンピュータ化された広告システム。

【請求項6】

広告プランを実装するための方法であって、

ターゲットユーザプロファイルを複数のコンピューティングデバイスに関連付けるステップと、

前記ターゲットユーザプロファイルに関して順番に配置される複数の異なるトリガを含むマルチステップ広告プランを、広告主から受信するステップであって、前記ターゲットユーザプロファイルについての前記複数のコンピューティングデバイスのうちの少なくとも1つの供給される異なる広告に、前記順番に配置される前記複数の異なるトリガの各々が関連付けられる、ステップと、

前記ターゲットユーザプロファイルについての前記順番から第1のトリガを検出するステップと、

前記広告プランにしたがって、前記ターゲットユーザプロファイルについての前記順番の第1の広告を、前記ターゲットユーザプロファイルに関連付けられる第1のデバイスに供給するステップと、

前記ターゲットユーザプロファイルについての前記順番から第2のトリガを検出するステップと、

前記広告プランにしたがって、前記ターゲットユーザプロファイルについての前記順番の第2の広告を、前記ターゲットユーザプロファイルに関連付けられる第2のデバイスに供給するステップと

を含む、方法。

【請求項7】

前記マルチステップ広告プランを、前記マルチステップ広告プランの有効性の指標に基づいて修正するステップと、

他の広告プランから収集されたマシン学習を集約するステップと、

学習ベースのマルチステップ広告プランを前記マシン学習に基づいて展開するステップと

を更に含む、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記のマシン学習を集約するステップは、

ユーザの集団にわたるマルチステップ広告プランの実装からデータを集約するステップと、

前記集約されたデータに対して静的な分析を実行することと、

マルチステップ広告プランの予測モデルを構築することであって、観測情報及び推論情報の現在の状態に基づく1つ又は複数の将来のアクションの成功の予想確率を含む、予測モデルを構築すること

を含む、マシン学習手順を適用するステップと

のうちの少なくとも一部によって遂行される、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記のマシン学習手順を適用するステップはさらに、

アクティブ学習ポリシーを実装することを含み、

当該アクティブ学習ポリシーによって、新しいタイプの情報の期待値を、追加のデバイスリソースを利用及び／又は前記ユーザの集団のうちの1又は複数のユーザの明示的な関与を利用することによって、前記新しいタイプのデータの収集を含むように予測モデルを修正するのに使用し、

前記予測モデルは、ランタイムにおいて、未観測の推論情報の値を学習しようとする値

を、追加のデバイスリソースの利用、或いは前記ユーザの集団のうちの1又は複数のユーザの明示的な関与の利用を介して計算し、前記学習しようとする値が、所定の閾値又はプログラムにより決定される閾値を超える場合、前記追加のデバイスリソースを利用してモバイル通信デバイス上のデータを観測するか、前記ユーザの集団の1又は複数のユーザと関与するように構成される、アクティブ感知コンポーネントを含み、

前記方法は、前記予測モデルを、前記モバイル通信デバイスのアクティブ感知モジュールから受信した出力に基づいて修正することをさらに含む、請求項8に記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

広告サーバ102は、複数のコンピューティングデバイス103とネットワーク108を介して通信することができる。一例において、コンピューティングデバイス103は、デスクトップコンピューティングデバイス110、ラップトップ若しくはノートブックコンピュータなどのモバイルコンピューティングデバイス112、モバイル通信デバイス114、又は他の適切なタイプのコンピューティングデバイスの形をとることができる。他の適切なコンピューティングデバイスには、限定ではないが、タブレットコンピュータ、家庭用娛樂コンピュータ、対話型テレビ、ゲームシステム、ナビゲーションシステム、ポータブルメディアプレイヤなどがある。さらに、ネットワーク108は、ローカルエリアネットワーク(LAN)、広域ネットワーク(WAN)、有線ネットワーク、無線ネットワーク、パーソナルエリアネットワーク、又はこれらの組み合わせの形をとることができ、インターネットを含んでもよい。